

「佐賀県発注工事における現場代理人の兼任の取扱い」の改正に係る新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>佐賀県発注工事における現場代理人の取扱い <u>(令和元年 12 月 20 日改正後)</u></p>	<p>佐賀県発注工事における現場代理人の取扱い <u>(令和 5 年 4 月 1 日適用)</u></p>
<p>1～3 (略)</p> <p>4 他工事の現場代理人との兼任を認める要件</p> <p>約款第 10 条第 3 項の規定に基づく現場代理人の他の工事の現場代理人との兼任を認めるに当たっては、工種の限定は行わない。また、現場代理人は、発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡をとることができ、発注者又は監督員が求めた場合には、当該工事現場に速やかに向かう等の対応を行うことが求められる。</p> <p>その他の要件は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 兼任する工事等の請負金額等（工事請負金額及び建設関連維持管理業務委託金額をいう。）の合計は、当初契約額（消費税込）で <u>7,000 万円未満</u>とする。ただし、次の工事を含まないものであること。</p> <p>ア 現場代理人が主任技術者を兼任する工事 イ 現場代理人が監理技術者を兼任する工事</p>	<p>1～3 (略)</p> <p>4 他工事の現場代理人との兼任を認める要件</p> <p>約款第 10 条第 3 項の規定に基づく現場代理人の他の工事の現場代理人との兼任を認めるに当たっては、工種の限定は行わない。また、現場代理人は、発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡をとることができ、発注者又は監督員が求めた場合には、当該工事現場に速やかに向かう等の対応を行うことが求められる。</p> <p>その他の要件は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 兼任する工事等の請負金額等（工事請負金額及び建設関連維持管理業務委託金額をいう。）の合計は、当初契約額（消費税込）で <u>8,000 万円未満</u>とする。ただし、次の工事を含まないものであること。</p> <p>ア 現場代理人が主任技術者を兼任する工事 イ 現場代理人が監理技術者を兼任する工事</p>
<p>5～7 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(平成 25 年 2 月 13 日通知)</p> <p>この取扱いは、既に配置された同一現場代理人の工事案件を含み、平成 25 年 2 月 19 日から平成 26 年 3 月 31 日に公告を行う工事に適用する。</p> <p>(平成 25 年 10 月 28 日通知)</p> <p>この取扱いは、既に配置された同一現場代理人の工事案件を含み、平成 25 年 11 月 11 日から平成 26 年 3 月 31 日までに公告を行う工事等に適用する。</p> <p>(平成 26 年 1 月 20 日通知)</p> <p>この取扱いは、既に配置された同一現場代理人の工事案件を含み、平成 26 年 2 月 3 日から平成 27 年 3 月 31 日までに公告を行う工事等に適用する。</p> <p>(平成 26 年 8 月 29 日通知)</p> <p>この取扱いは、既に配置された同一現場代理人の工事案件を含み、平成 26 年 9 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までに公告を行う工事等に適用する。</p>	<p>5～7 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(平成 25 年 2 月 13 日通知)</p> <p>この取扱いは、既に配置された同一現場代理人の工事案件を含み、平成 25 年 2 月 19 日から平成 26 年 3 月 31 日に公告を行う工事に適用する。</p> <p>(平成 25 年 10 月 28 日通知)</p> <p>この取扱いは、既に配置された同一現場代理人の工事案件を含み、平成 25 年 11 月 11 日から平成 26 年 3 月 31 日までに公告を行う工事等に適用する。</p> <p>(平成 26 年 1 月 20 日通知)</p> <p>この取扱いは、既に配置された同一現場代理人の工事案件を含み、平成 26 年 2 月 3 日から平成 27 年 3 月 31 日までに公告を行う工事等に適用する。</p> <p>(平成 26 年 8 月 29 日通知)</p> <p>この取扱いは、既に配置された同一現場代理人の工事案件を含み、平成 26 年 9 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までに公告を行う工事等に適用する。</p>

改正前	改正後
<p>(平成 27 年 2 月 18 日通知) この取扱いは、既に配置された同一現場代理人の工事案件を含み、平成 27 年 2 月 18 日から平成 28 年 3 月 31 日までに公告を行う工事等に適用する。</p> <p>(平成 28 年 3 月 24 日通知) この取扱いは、既に配置された同一現場代理人の工事案件を含み、平成 28 年 3 月 24 日以後に公告を行う工事等に適用する。</p> <p>(平成 28 年 6 月 1 日通知) この取扱いは、平成 28 年 6 月 1 日から適用する。</p> <p>(令和元年 12 月 20 日通知) この取扱いは、既に配置された同一現場代理人の工事案件を含み、令和元年 12 月 20 日以後に公告を行う工事等に適用する。</p>	<p>(平成 27 年 2 月 18 日通知) この取扱いは、既に配置された同一現場代理人の工事案件を含み、平成 27 年 2 月 18 日から平成 28 年 3 月 31 日までに公告を行う工事等に適用する。</p> <p>(平成 28 年 3 月 24 日通知) この取扱いは、既に配置された同一現場代理人の工事案件を含み、平成 28 年 3 月 24 日以後に公告を行う工事等に適用する。</p> <p>(平成 28 年 6 月 1 日通知) この取扱いは、平成 28 年 6 月 1 日から適用する。</p> <p>(令和元年 12 月 20 日通知) この取扱いは、既に配置された同一現場代理人の工事案件を含み、令和元年 12 月 20 日以後に公告を行う工事等に適用する。</p> <p><u>(令和 5 年 3 月 24 日通知)</u> <u>この取扱いは、既に配置された同一現場代理人の工事案件を含み、令和 5 年 4 月 1 日以後に公告を行う工事等に適用する。</u></p>